

京都府不育症検査費用助成金交付要綱

(令和3年9月7日 京都府告示第492号)

(趣旨)

第1条 知事は、先進医療として実施される不育症検査を受けている者の経済的負担の軽減を図るため、その検査に要する費用の一部について、この告示の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）の別添12の3に規定する対象者であって、第4条第1項に規定する申請書を知事に提出した日において府の区域（京都市の区域を除く。）内に住所を有するもの（以下「助成対象者」という。）とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成対象者が不育症検査（国要綱の別添12の4に規定する対象となる検査に限る。以下同じ。）に要した費用の額以内の額とする。ただし、不育症検査1回当たり5万円を限度とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、京都府不育症検査費用助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 不育症検査受検証明書（別記第2号様式）
- (2) 不育症検査結果を記載した個票で、知事が別に定める様式に基づくもの
- (3) 不育症検査に係る検査費用の領収書
- (4) 当該助成対象者の住所を確認することができる書類

2 前項第1号から第3号までに掲げる書類は、国要綱の別添12の4に規定する実施機関として承認されている保険医療機関であって、当該不育症検査を行ったものが発行する書類に限るものとする。

3 第1項の申請は、特別の事由がない限り、検査が終了した日の属する年度内に行うものとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否の決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 知事は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によって助成金の交付を受けたときは、前条の規定による交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第7条 知事は、前条の規定により、交付決定を取り消したときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月7日から施行し、令和3年4月1日以後に行う検査について適用する。